民生福祉常任委員会審査日程

日　時　　令和７年５月２９日(木)
　　本会議終了後
場　所　　第２委員会室

～審査内容～

１　議案第５１号　山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について　（病院）

２　議案第４６号　令和７年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第１回）について　（高齢）

３　議案第４８号　山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について　（障害）

４　議案第４９号　山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定について　（障害・子育）

【福祉部 障害福祉課・子育て支援課】

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営移行について

1　社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団とは何か

昭和６０年に小野田市が、精神薄弱者通所授産施設まつば園、心身障害児簡易通園施設なるみ園の効率的な運営を目的として、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）を設立し、４月から運営を委託した。

この後、市は心身障害者福祉作業所のぞみ園（昭和６２年）、精神薄弱者入所更生施設みつば園（平成２年）を開設し、いずれも運営を事業団に委託した。

その後現在までの間に障害福祉制度は大きく変わり、障がい者がサービスの提供を受けるに当たっては、市がサービス提供事業所を決定する「措置制度」から障がい者自身がサービス提供事業所を選択できる「契約制度」に移行した。また、規制緩和により、民間企業が障害福祉サービスを提供できるようになり、多くの事業者が参入した。

一方で、指定障害者支援施設みつば園、指定障害福祉サービス事業所まつば園、指定障害福祉サービス事業所のぞみ園及びなるみ園（以下「４園」という。）における障害福祉サービスの提供については、市が事業団に業務として委託する制度から、事業団が県の指定を受けた事業所として、山口県国民健康保険団体連合会を通じてサービス費の支払を受ける制度に変更となった。

現在、市は４園の建物の維持管理等を指定管理者制度により事業団に委託しており、現在の指定管理期間は、令和３年度から令和７年度までである。

2　施設と提供サービスについて

（1）指定障害者支援施設みつば園（定員４０人）

・設置条例　山陽小野田市障害者支援施設条例（平成２４年条例第１１号）

・所在地　　山陽小野田市大字小野田１１３３７番地１

・提供サービス

①生活介護

常時介護を要する障がい者について、主として昼間において、障害者支援施設等で、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

②施設入所支援

施設に入所する障がい者について、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護を提供する。

③短期入所

居宅において障がい者等の介護を行う者が、疾病その他の理由により一時的に介護を行うことができないときに、障害者支援施設等に当該障がい者等を短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護を提供する。

④地域生活支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項に規定する事業（日中一時支援事業）を行う。

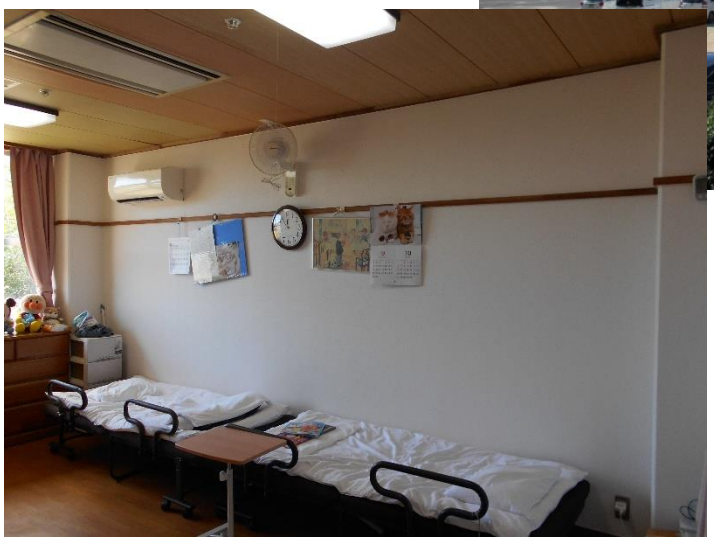

（2）指定障害福祉サービス事業所まつば園（定員４０人）

・設置条例　山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成２４年条例第１２号）

・所在地　　山陽小野田市高栄三丁目６番１６号

・提供サービス

①就労移行支援

就労を希望する障がい者について、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

②就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者について、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

③就労定着支援

就労に向けた支援として、通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整を行う。

(3) 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園（定員２０人）

・設置条例　山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成２４年条例第１２号）

・所在地　　山陽小野田市高栄三丁目６番１５号

・提供サービス

①生活介護

常時介護を要する障がい者について、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。

②相談支援

基本相談支援、地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)及び計画相談支援(障害福祉サービスを利用するための支援)を行う。

③障害児相談支援

障害児通所支援を利用するための支援を行う。

（4）なるみ園（定員１０人）

・設置条例　山陽小野田市児童発達支援事業所条例（平成２９年条例第６号）

・所在地　　山陽小野田市日の出三丁目１４番５号

・提供サービス

①児童発達支援

障がい児について、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う。

②地域支援事業

児童福祉の増進に寄与するために必要な事業を行う。

3　事業団の自主運営移行の経緯

「山陽小野田市公共施設個別施設計画」（令和２年９月）において、なるみ園を除く、みつば園、まつば園、のぞみ園の３園の方向性については、３園は国等から報酬を受けて運営しているため、市が事業の実施主体として施設を設置し続ける必要性は低く、民間等への譲渡を基本的な方針とした、「民間等への譲渡を検討」と示された。

事業団設立以降これまでの間に、障害福祉制度の大きな変化に加え、行政改革の観点から行政の所掌範囲の見直しが図られてきた。この一つとして、民間でできることは民間に委ねるという方向性の下、市と事業団が協議した結果、市が設置している４園は事業団での運営が可能であり、その創意工夫に委ねることにより、サービス向上と効率的運営を期待できるとの結論に至り、自主運営に移行することについて合意した。

ついては、令和８年４月１日から、事業団が自主運営することができるよう市は事業団に、なるみ園においては物品等を、なるみ園を除く３園においては不動産（土地、建物及び工作物等）及び物品等を無償で譲与する「社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する仮契約」及び「物品等の譲与に関する仮契約」を令和７年３月１２日に締結した。

4　自主運営及び財産の譲与に関する仮契約書の主な内容

① 目的

・４園を社会福祉事業団の自主運営に委ねる。

・令和８年４月１日から自主運営を行う。

② 譲与する財産

・みつば園、まつば園、のぞみ園は、管理及び運営に必要とする土地、建物及び工作物等並びに物品等とする。

・なるみ園は、管理及び運営に必要とする物品等とする。

・市は本物件を無償で譲与する。

③ 所有権の移転

・物件の所有権は、令和８年４月１日に移転する。

④ 指定用途

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び地域生活支援事業の用途

・児童福祉法に規定する障害児相談支援の用途

⑤ 自主運営後の財政支援

・自主運営を開始した後は、市は財政支援を行わない。ただし、市が、他の社会福祉法人と同様の条件で財政支援を実施するときは、この限りでない。

5　自主運営とは何か

自主運営開始の条件、自主運営の定義は、「社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する仮契約」第２条に規定したとおり。

（定義）

第２条　この契約において「自主運営」の開始は、次の各号に掲げる事項のいずれも満たすことを条件とする。

(1) ４園について指定管理者として指定する期間が満了していること。

(2) 甲が、４園について公の施設としての設置を廃止していること。

(3) 甲が所有する財産のうち、乙が自主運営をするに当たって必要とする財産を乙に譲与し、乙がこれを無償で譲り受けること。

２　前項の場合において、乙は甲から譲り受けた財産を自らの責任において管理するとともに、４園を適正に運営する「自主運営」を行う。

6　自主運営後の事業団と市との関係性

市は、事業団を他の社会福祉法人と同様に取り扱うこととし、４６通知（「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和４６年７月１６日付け厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知））による社会福祉事業団としては取り扱わない。（「社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する仮契約」第１条第３項）

一方で、社会福祉事業団は、その設立の趣旨及び来歴に鑑み、今後も障がい者福祉及び障がい児福祉の推進についてその一翼を担っていくとの認識の下、市との協力関係を維持し、住民の需要に応じた利用者本位のきめ細かな福祉サービスを効率的かつ効果的に、提供する。（「社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する仮契約」第１条第４項）

7　自主運営移行における障害福祉サービス等利用者の処遇について

現在、障害福祉サービス等の利用においては市が支給決定を行い、利用者は事業団と利用契約を結んでいる。今後もこの手続に変更はなく、自主運営に移行することによる利用者への不利益は生じないと考える。

8　自主運営移行までのスケジュール

年　　月	内　　容
令和６年　３月	・市と事業団が「社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する確認書」を取り交わし
令和７年　３月 ６月	・市と事業団が次の２つの仮契約を締結 ①社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する仮契約 ②物品等の譲与に関する仮契約 ・市が次の２議案を市議会に提出 ①４園に係る公の施設としての設置を廃止する条例案 ②一般会計補正予算案（財産の譲与に必要な予算を計上） ・市議会が２議案を議決したことをもって、仮契約を本契約とする。
令和８年３月３１日	・４園の指定管理者委託期間終了
令和８年４月　１日	・市から事業団に土地、建物、物品等の財産を引渡す。 ・事業団が自主運営を開始